

令和5年度 雷塚小学校いじめ防止基本方針

1、基本理念

- ・いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組む。
- ・いじめはどの児童にも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努める。
- ・児童の生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた児童に寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決する。

2、組織「雷塚小学校いじめ対策委員会」の設置

(1) 通常は下記のメンバーとする

校長 副校長 主幹教諭 生活指導主任 養護教諭 特別支援教育コーディネーター
不登校対応コーディネーター

(2) 認知時は通常メンバーに適宜追加参加する。

担任 当該学年担任および専科 SC

外部機関 (SSW 子ども家庭支援センター 民生・児童委員 警察等)

- ・全ての教職員が年3回以上の研修により、「いじめ」の定義をはじめとした、いじめ防止対策推進法の趣旨や本基本方針の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行う。

3、未然防止のための取組み

- ・人権教育、道徳教育、学級指導等の充実を図り、また各教科等のあらゆる教育活動を通して、いじめは決して許されるものではないことを教育し、いじめ防止に努める。
- ・児童会や縦割り班活動、学級活動等の児童の主体的な活動を支援し、児童自らが「いじめを生まない、ゆるさない学校」を実現させる主体者であることを自覚させる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であること、命の大切さについて、道徳教育や学級活動での指導を通して年3回以上のいじめに関する授業を意図的・計画的・継続的に指導する。

4、早期発見のための取組み

- ・全教員による校内巡回等を通じた児童の観察・情報の共有をし、些細な変化を敏感に見取る。
- ・いじめにかかわる児童アンケートの実施。(学期に1回)
- ・5年生全員がスクールカウンセラーとのカウンセリングを実施。
- ・生活指導夕会や生活指導全体会等による児童の様子共通理解。
- ・外部機関との情報交換(放課後子ども教室、学童クラブ、民生・児童委員等)

5、早期対応のための取組み

- ・日頃から連絡帳等を活用しながら、学級担任と保護者が緊密に情報交換できるようにし、児童のわずかな変化も見逃さないように努める。
- ・担任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、生活指導主任、管理職等による実態把握と役割分担等の対応の協議をする。
- ・被害児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア、加害児童に対する組織的・継

継続的な観察・指導等を行う。

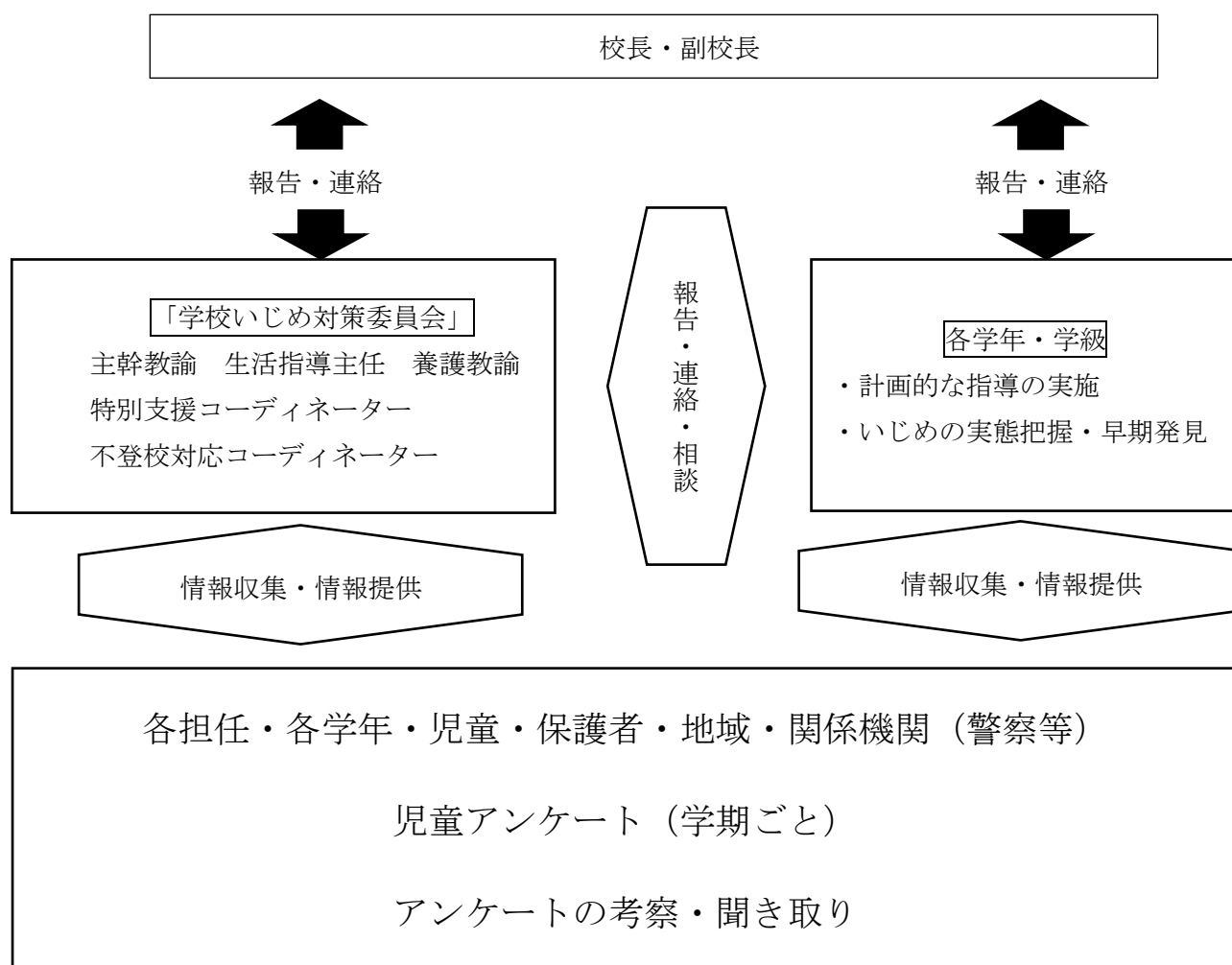
6、重大事態への対応

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または、いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、重大事態として対処し、事実関係を明確にするための調査をする。
- ・重大事態が発生した際は、市教育委員会に迅速に報告し、関係機関（武蔵村山市教育相談室、武蔵村山市子ども家庭支援センター等）と合わせて連携を図る。
- ・被害児童に対する複数教員によるマンツーマンの保護、スクールカウンセラーによる相談やケアを行う。
- ・加害児童とその保護者に対する指導を行う。（場合によっては警察等の関係機関への相談・通報）

7 学校評価の実施

- ・いじめ問題への取り組み等について自己評価を行い、学校評価と合わせ教員間での共有化を図る。
- ・学校運営委員、PTA、関係機関との連携を密にし、次年度の取組みに活かしていく。

【いじめ防止体制（平常時）】



※「学校いじめ対策委員会」等が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

【早期発見・早期対応体制（いじめ発生時）】

